

～ 酒田市自主除雪作業支援制度の手引き ～

1. 本制度の趣旨

◇この制度は、平成8年度に創設された制度で、冬期間における諸活動の活性化と通行の安全ならびに地域住民による自発的な除雪協力を励行する一方、除雪にかかわる住民負担の軽減と行政サービスの均衡を図ることを目的としています。

2. 補助対象要件

① 補助金交付対象者

◇補助金交付対象者は原則として「除雪協力会」の代表者としますので、申請は「協力会」の代表者名でお願いします。

◇「除雪協力会」は、各地区におけるコミュニティ振興会やそれに準ずる団体、自治会、PTA、商店会等のメンバーを母体にした本制度の趣旨に賛同する市民5人以上によって自主的に組織された会とします。

② 補助対象路線又は場所等

◇本制度では次のような路線・場所を想定しており、市が公共性の高い路線と判断し認定した箇所について補助対象といたします。

- (1) 除雪指定路線以外の生活道路で沿線に概ね3戸以上の住居を有する路線
- (2) 通学路で除雪指定路線以外の歩道
- (3) 市長が特に必要と認めた箇所

◇用語の定義

- ・「除雪指定路線」……酒田市除雪対策室が定める「除雪計画」で指定された路線
- ・「生活道路」……居住地等の近辺道路のうち、市長が公共性の高い路線として認めた道路
- ・「通学路」……酒田市教育委員会が認めた小中学校への通学に供する道路

◇補助対象として認定するケースの例

- ・除雪指定路線外となっている生活道路、通学路、歩道、狭あい道路等のうち、公共性の高いと判断される箇所
- ・除雪路線として指定されている路線であっても、市による迅速な除雪作業の実施が困難な箇所（例、歩道除雪車又は車道除雪車による除雪作業が登校時間帯に間に合わないような箇所）
- ・除雪路線として指定されているが、車道除雪により交差点等の横断部や歩道に寄せられた固雪によって通行に著しく支障を生じているような箇所を人力除雪処理するような場合

◇補助対象とならないケースの例

- ・国県道は当面对象外とします。（但し、複数の補助対象市道等を結ぶ短区間の国県道部については例外的に補助対象箇所とします。）
- ・「農道」や、一個人の用に供するような「私道」は対象となりません。

③ 補助対象作業の種類

- (1) 除雪協力会が実施する人力除雪作業
- (2) 除雪協力会が保有する小型除雪機械やトラクター等を使用して実施する除雪作業
- (3) 除雪協力会が建設業者等に委託して実施する機械除雪作業

④ 補助対象となる作業実施日及びその確認方法

◇当該地区で除雪車出動程度の降積雪があった場合（積雪深が概ね10cm）を交付対象の作業日といたします。

◇補助対象作業の状況を確認するための資料として、後日提出していただく「作業実績報告書」には「作業日報」を添付してください。作業日報は所定の様式としますが、対象作業当日の状況を忘れずに書いておいてください。

3. 補助金の算出方法

◇補助金の額は、交付対象路線における自主除雪作業いずれの場合においても次の式により算出した額とします。

$$\text{補助金の額} = \text{対象作業面積 (延長} \times \text{除雪幅)} \times 20 \text{円以内/m}^2 \times \text{実作業日数のうちの対象日数}$$

4. 本制度の手続き

◇本制度の公正さを保ちつつ事務の簡素化を図り広範な活用を期すために、下記の表に沿った書類手続きといたします。

◇補助金の申請、報告、請求や支払いは「除雪協力会」の代表者名で統一して行うこととなりますのでご協力をお願いします。

◇補助金請求は酒田市所定の請求書にてお願いします。また、入金振込みの形で行うこととなりますので「除雪協力会」の代表者は、補助金振込み用の口座を設けておくようにしてください。

なお、振込先の口座名義が申請団体名または代表者名と異なる場合には委任状が必要となりますので、ご注意ください。

自主除雪作業支援制度の補助金交付までの流れ

| 内 容 | 時 期 | 協力会 | 酒田市 |
|--|------------|-----|-----|
| 1 地元説明会 (申請書の提出依頼と実施箇所の把握調整等) | ～ 11/中旬 | ○ | ○ |
| 2 補助金交付申請書(様式第1号)の提出 (作業計画書、作業箇所図、面積調書、協力会名簿、収支予算書) | | ○ | |
| 3 申請に係る書類等の審査と 補助金交付決定通知書(様式第2号)の送付 | 12/月上旬 | | ○ |
| 4 自主除雪作業の実施・作業日報の記載 | | ○ | |
| 5 除雪作業実績報告書(様式第8号)の提出 (作業日報) | 3/中旬 | ○ | |
| 6 報告書等の書類の審査と 補助金交付額確定通知書(様式第9号)の送付 | | | ○ |
| 7 請求書の提出 (収支決算書) | | ○ | |
| 8 補助金の交付 | 4/月上旬 | | ○ |